

静岡県教育委員会

議事録

令和 7 年度 第 12 回定例
9 月 16 日 (水)

静岡県教育委員会教育長 池上重弘は、

令和7年9月16日に教育委員会第12回定例会を招集した。

1 開催日時 令和7年9月16日（火） 開会 13時30分
閉会 14時15分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者	教 育 長	池 上 重 弘
	委 員 伊 東 幸 宏	
	委 員 小野澤 宏 時	
	委 員 天 城 真 美	
	委 員 飯 村 幸 生	
	委 員 渡 村 マ イ	
	事務局（説明員）	前 澤 綾 子 教育部長
		小 野 田 秀 生 教育監
		山 下 英 作 理事（統括・新図書館担当）
		中 山 雄 二 参事（学校教育担当）
		金 嶋 克 年 参事兼新図書館整備課長
		高 林 伸 成 教育総務課長
		白 土 達 夫 教育政策課長
		櫻 井 澄 人 教育DX推進課長
		上 原 啓 克 財務課長
		鈴 木 憲 昭 教育厚生課長
		横 田 恭 子 教育施設課長
		秋 野 薫 義務教育課長
		中 村 大 輔 高校教育課長
		山 村 仁 特別支援教育課長
		夏 目 伸 二 健康体育課長
		小 竹 啓 功 社会教育課長
		植 松 博 静東教育事務所長
		菅 沼 晃 静西教育事務所長
		持 山 育 央 総合教育センター所長
		高 橋 健 二 中央図書館長

4 その他

- (1) 第15号議案は承認された。
- (2) 報告事項は了承された。

【開会】

教育長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、飯村委員にお願いする。

教 育 長： それでは審議を始める。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 15 号議案及び報告事項 1 は議会提出前案件のため非公開としたい
が、異議はあるか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 15 号議案及び報告事項 1 は非公開とする。

(会議の非公開)

教 育 長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

教 育 長： それでは審議を始める。

＜非＞第 15 号議案 令和 7 年 9 月県議会定例会に提出する議案

教 育 長： 第 15 号議案「令和 7 年 9 月県議会定例会に提出する議案」について
上原財務課長より説明願う。

財 務 課 長： <第 15 号議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 第 15 号議案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 15 号議案について、原案のとおり可決する。

＜非＞報告事項 1 新図書館整備事業に係る申入れへの対応について

教 育 長： 報告事項 1 「新図書館整備事業に係る申入れへの対応について」に
について山下教育部理事（総括・新図書館担当）より説明願う。

理事（総括・新図書館担当）： <報告事項 1 について説明>

教 育 長： 資料に記載された点について説明があったが、教育長である私自身の
責任については、当然上にある 4 つの論点は、全く同じことが私にも当
てはまる。一方、私は特別職であり、懲戒処分が制度上無いことから、
自主的な給与返納という形にしたいと考えている。具体的には、これま
での本県や他県における教育長の給与自主返納の事例をいくつか担当者
に調べていただき、今回の位置付けに準じて、私なりに給与の 10 分の
1 を三月の自主返納としたい。私の場合は特別職なので、条例に給与の
下一桁まで書いてあるが、その 10 分の 1 × 3 月ということで、25 万円
強、26 万円近い金額である。これを、県から納付書を発行してもらい
一括で納付する。納付そのものがなされたかどうかについては、領収書
の写しを文教警察委員長に提出するという形をもって、間違いない納付
されたことをお知らせしたい。以上が、意見書に対する教育委員会の対
応となる。引き続き説明願う。

理事（総括・新図書館担当）： <報告事項 1 について説明>

教 育 長： 本件については、明日午後の文教警察委員会で審議されることとなる。質疑等はあるか。

渡 村 委 員： 就任してからこれまで把握しきれていないところもある中で、資料を読ませていただいた。マニュアルに落とし込んだとのことで、今後このようなことがないとよいと思っている。2ページ目の「職員の指導措置について」の対象者に、5名の名前があるが、この問題は令和2年度からのものである一方で、令和6年度に在籍した職員が厳重注意となっている。それ以前の職員は関わりがないのか。また、問題が発生した後に就任、配属されている現職の職員も対象者に入らざるを得ないのか。

理事（総括・新図書館担当）： 令和2年度から社会資本整備総合交付金の手続きが始まっているため、令和2年度からの職員についても、検討の範囲としていた。結果として、最初のところでこうすれば良かった、といった点はあるが、令和2～5年度までは、手続きはしっかりと行われており、交付金自体も交付されていたので、指導措置からは外している。令和6年度だけ特出ししているのは、令和6年度の工事に対する交付金が交付されなかった、そこが事業を見直す直接的なきっかけとなったからである。このため、令和6年度の職員を対象としている。また、令和6年度の教育部長、教育部理事は現在在籍しておらず、反省を引き継いで、次に繋げることが困難であるため、職を引き継ぐ前澤部長や私がしっかりと責任の重さを感じて今後対応していくという意味で、前澤部長と私も指導措置の対象としている。

渡 村 委 員： 承知した。現職への指導措置について意図は理解したが、ここに並ぶことに違和感を感じる。一同気を引き締めてやっていくという中で、個人名がここに挙がるのは厳しい、違和感があるという印象を受けた。

理事（総括・新図書館担当）： 教育委員会として、しっかりと今後対応していくという姿勢を示し、戒めも含めて、メッセージを出すということもあり、現職2人についても厳重注意と考えている。

教 育 部 長： 私も今回の対象者になっている。今回、調査報告書で総括したのが、個人の責任ではないが、組織としてなっていなかった、特に管理職には管理監督責任があるということであった。その意味で、現在も図書館事業は続いているが、私も山下理事も組織の管理職としてこのような処分を受けるのは、責任者としてあるべきことだと思っている。例えが適切ではないかもしれないが、昨年は静岡県警で袴田事件の最高裁判決を受けて、現職の警察本部長が謝罪やいろいろな対応をしていた。これも本部長個人ではなく、組織のトップとしての対応であった。私としては納得している。

渡 村 委 員： もう一点確認であるが、交付金は、工事の入札が不調だったからそれも考慮されて減額になったということではない、という認識でよいか。

理事（総括・新図書館担当）： その認識でよい。経過としては、工事が不調になり、再度令和7年度の入札に向けて準備をしていた。新しく工事費が必要になるので、改

めて工事費について交付申請をお願いしていたが、満額が出ないこととなつた。入札不調になつたために出ないこととなつたわけではない。

渡 村 委 員： 承知した。自治体レベルの様々な事件にしても、終わつてみるといろいろつっこむことができるが、進行中はなかなか気付くのは難しいところがある。全体的にこれを読んで、よくまとまっていて分かりやすかつた。

コンプライアンス委員会の池田さんからの意見の中で、「報告書のいたるところで背景として説明されているように、国から過年度の要望額が満額交付されており、事前に交付金の限度額の提示がない状況で交付金額の急減を予見することは困難であつただろう」と記載されているが、国に報告書についてヒアリングはしていないのか。進行だけ見ると、県の確認不足があるかもしれないが、国からも急に減額の話をしてきたという印象を受けた。以前から額自体は提示され、最終段階で減額になつたと思うが、それまでに国から話はなかつたのか。また、この報告書を作るにあたつて、国への確認をしているのか。

理事（総括・新図書館担当）： この報告書自体は国へ確認していない。ただ、この事案が起こつて以降、国に対しているいろいろな話をしてきたが、国の交付金の基本的なスタンスとしては、当然単年度毎に出てくるものなので、確約したものではない、単年度で持つていて予算額の中で交付するという原則であるから、満額が出ることもあるかもしれないが、出ないこともあって、今回の場合はそこが少なくなつた、といった説明を概要として頂いている。

渡 村 委 員： 承知した。年度をまたいで、事前にこの額が出ないかもしれないといった情報はなかなか国からは出しにくく、そういう事実も無かつた、ということで理解した。

伊 東 委 員： 交付金が令和2年度からしばらくの間ほぼ満額出ていたという話であったが、これは調査費などといったレベルの費用であるのか。

理事（総括・新図書館担当）： そうである。設計委託費である。

伊 東 委 員： それは、大体どのくらいの金額で推移していたのか。

理事（総括・新図書館担当）： 大小あるが、1年度あたり2、3億円である。

伊 東 委 員： 2億、3億で満額付いていたから、100億という額で満額付くだろうと考えたということか。

理事（総括・新図書館担当）： 結果としてはそうである。

伊 東 委 員： 今更何を言っても仕方がないが、これはあまりにも非常識ではないか。国の予算に関して、要求額が満額付くだろうと信じているのはあり得ない現象だと思う。思い込みがあったという総括はそうであるのかもしれないが、あまりにも幼稚な、初步的な思い込みであった、という印象を受けている。この報告書に関して修正を求めるつもりはないが、私の印象としてはそういう思いでいると伝えさせていただく。

理事（総括・新図書館担当）： 仰っていただいたとおりで、同様な点を6月以降の県議会等でも指摘されている。後から振り返ると気づくことが多く、恥ずかしい話かもしれないが、そのときには職員皆がそのように思い込んでいた。その上

で、言い訳になるが、新図書館整備という大きなプロジェクトがあったときに、計画が若干遅れていたことや、物価高騰もあり早く入札をしなければいけないなどといった事情もあって、とにかく「進める」ということに邁進していたのが現状であった。そのような中で、しっかりと財源を確認するなど他のことに目がいかなかつたことが、伊東委員が仰るとおり基本的なところで反省点があると思っている。

渡 村 委 員： これを受けて、静岡市側の意見がどうであるか。また、今後について決まっていることや、どう進めていくかなど、見えているものがあれば教えてほしい。

理事（総括・新図書館担当）： あくまで県立中央図書館であるため、図書館単体については、基本的に県が責任を持って行うが、東静岡駅周辺の街づくりは、静岡県と静岡市が一体となって進める。図書館は南口の県有地を使うが、一方で北口には静岡市有地があり、アリーナを建設する計画がある。もちろんそれぞれがしっかりと進めるが、バラバラやるというよりは、東静岡周辺一帯の街づくりに繋がるようにしなければいけないと考えており、県と市が連携推進会議を設けて、情報共有・すり合わせをしながら進めしていく。

今後については、一旦立ち止まって見直すという方針を出しているが、明日文教警察委員会にこれを報告し、一旦けじめがつけば、新図書館整備に取り組んでいく。その際には改めて企画部、スポーツ・文化観光部、教育委員会が入った全庁的なプロジェクトチームを作り進めていく。街づくりや土地の利活用をどうするかなどといった全体な話もあるが、図書館そのものについては、教育委員会が主体となって検討していく。あまり時間がないが、年内を目途に方向性を出すとしている。

渡 村 委 員： 責任問題と、けじめをつけるところまでは必要だと思うが、計画の縮小版になるのではなく、今回の件があったから精度が上がったなど、より良いものにブラッシュアップされたという方向に道筋をつけていくと、意味あるものになるのではないか。学校の性被害の問題などのように、責任をとつて終わり、という印象が一般的にはあるが、そこをきっかけに起こったことを共有して、より良い方向に変えていけるよう、力を入れてほしい。今後、100%以上、120%の良いものが出来るように信頼回復に努めたらよいのではないかと思っている。

教 全 育 育 長： 承知した。他に質疑等はあるか。

教 全 育 員： （特になし）

教 全 育 育 長： 報告事項1を了承する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事は全て終了した。

これをもって、令和 7 年度第 12 回教育委員会定例会を閉会とする。